

浮体式洋上風力発電施設技術基準の一部改正について

1. 改正の経緯

洋上風力発電は、エネルギー基本計画（平成30年7月閣議決定）において「導入拡大は不可欠」とされている。一方で、わが国周辺においては浅海域が限られており、水深の深い海域に設置可能な浮体式風力発電施設の商用化に向け、その建造・設置コストの低減が期待されている。

海事局では、従前から、船舶安全法（昭和8年法律第11号）に基づき、浮体式洋上風力発電施設の安全性を確保しているところ、安全性を確保しつつ浮体構造や設置方法の簡素化等を実現するための安全性評価手法について、平成30年度より、産学の有識者及び関係省庁からなる検討会において検討を進めてきた。

当該検討会におけるこれまでの検討等を踏まえ、今般、船舶安全法に基づく浮体式洋上風力発電技術基準（平成24年4月23日付け国海安第194号）に損傷時復原性に係る代替要件等を反映するための改正を行う。

なお、本改正に合わせ、「浮体式洋上風力発電施設技術基準安全ガイドライン」についても所要の見直しを行う。

2. 改正の概要

1) 損傷時復原性に係る代替要件の導入

浮体施設の設置海域における他船舶の航行状況等や浮体設備への浸水を防止するための措置等を考慮し、船舶の衝突等による浸水のおそれが小さい等適当と認められる場合に、損傷時復原性に係る要求を緩和できる旨の規定を追加。

2) 国際電気標準会議（IEC: International Electrotechnical Committee）における国際標準の改正等の反映

2019年に発効となった最新のIEC 61400-3-1及びIEC TS 61400-3-2を踏まえた設計荷重ケースの一部見直し（浮体式特有のケースの追加等）。

3) その他所要の改正

3. スケジュール（予定）

施行：令和2年3月3日から適用

※ 2) の設計荷重ケースの見直しについて、IEC規格の日本産業規格への反映作業及び発電施設等の第三者適合性評価に係る体制の構築が行われているところであるため、当分の間、なお従前の例によることができる旨の経過措置を設ける。

<参考1>平成30年度 浮体式洋上風力施設の安全評価手法等検討会 概要

【開催日】

第一回 平成30年11月2日（金）10:00～12:00

（於：AP 虎ノ門）

第二回 平成30年12月21日（金）14:00～17:00

（於：海上技術安全研究所）

第三回 平成31年3月14日（木）14:00～17:00

（於：赤坂インターシティコンファレンス）

【委員名簿】（平成31年3月当時）

委員長

鈴木 英之 東京大学 大学院工学系研究科 システム創成学専攻 教授

委員

赤星 貞夫 日本海事協会 事業開発本部 再生可能エネルギー部 部長

東谷 修 日立造船 社会インフラ本部 風力発電事業統括部 技術・開発部長

荒川 忠一 京都大学 大学院経済学研究科 特任教授

栗島 裕治 ジャパンマリンユナイテッド（株）海洋・エンジニアリング事業本部理事
海洋・エンジニアリングプロジェクト部長

幾島 渉 丸紅（株） 国内電力プロジェクト部 部長

石原 孟 東京大学 大学院工学系研究科 社会基盤学専攻 教授

井上 俊司 海上・港湾・航空技術研究所 海上技術安全研究所 特別研究主幹

今北 明彦 （株）三井E&Sエンジニアリング 環境・エネルギー事業部 第
1プロジェクト部 設備機械グループ 担当部長

上田 悦紀 日本風力発電協会 国際・広報部長

宇都宮智昭 九州大学 大学院工学研究院 海洋システム工学部門 教授

小松 正夫 三菱造船（株） マリンエンジニアリングセンター 開発部

佐藤 郁 戸田建設（株） 戦略事業推進室エネルギー事業部 副事業部長

原田 卓 （株）日立製作所 エネルギービジネスユニット エネルギー生産統括
本部 自然エネルギー発電システム生産本部 風力発電システム部

米山 治男 海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所 海洋研究領域長